別表第五・〇一項中

五五〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	無税
	アラミドのもの	八％
	一　メタ－アラミドのもの	八％
	二　その他のもの	
五五〇一・一一	ナイロンその他のポリアミドのもの	
	アラミドのもの	
	一　メタ－アラミドのもの	
	二　その他のもの	
五五〇一・一九	その他のもの	

を

五五〇一・一一	ナイロンその他のポリアミドのもの	無税
	アラミドのもの	八％
	一　メタ－アラミドのもの	八％
	二　その他のもの	
五五〇一・一九	その他のもの	

に改める。

別表第五六類の注1(f)中「乳児用の」を削る。

別表第五七・〇三項を次のように改める。

五七〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
	ナイロンその他のポリアミド製のもの	
	人工芝	九・六％
	その他のもの	
	一　自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	九・六％
五七〇三・二一	その他の人造繊維材料製のもの	
	人工芝	九・六％
五七〇三・三九	その他のもの	
	一　自動車用に適する寸法及び形状のもの	無税
	二　その他のもの	九・六％
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％

別表第五八・〇二項中

五八〇二・一〇	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）	四・五％

を

五八〇二・一〇	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）	無税

に改め、同表第五八〇二・一一号及び第五八〇二・一九号を削る。

別表第五九類の注中7を8とし、3から6までを4から7までとし、2の次に次のように加える。

3　第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせて作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう。（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。

別表第五九・一一項中「注7」を「注8」に改める。

別表第六一類の注4中「すそ」を「裾」に改め、同注4に次のように加える。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

別表第六一一六・一〇号中「又は被覆した」を「、被覆し又は積層した」に改める。

別表第六一一七・八〇号中「又は被覆した」を「、被覆し又は積層した」に改める。

別表第六二類の注中9を10とし、同注8中「注8」を「注9」に改め、同注中8を9とし、7を8とし、4から6までを5から7までとし、3の次に次のように加える。

4　第六二・〇五項及び第六二・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第六二・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

別表第六二・〇一項及び第六二・〇二項を次のように改める。

六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）	
六二〇一・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二〇一・三〇	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二〇一・四〇	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドジャケット、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）	
六二〇二・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二〇二・三〇	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二〇二・四〇	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	
六二〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	

別表第六二一〇・二〇号中「第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号まで」を「第六二一〇・一項」に改め、同表第六二一〇・三〇号中「第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号まで」を「第六二一〇・二項」に改める。